

このとり

但丹家畜衛生だより

第54巻 第2号（令和5年3月）

朝来家畜保健衛生所
（兵庫県畜産協会朝来支部）

TEL(079)673-2331・FAX(079)672-0506

E-mail: asagokhe@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ: <https://kaho-hyogo.sakura.ne.jp/kaho/>



令和5年2月28日 和牛講習会
〈朝来市 和田山ジュピターホール〉

目次

巻頭言 そこにある危機を管理しましょう	1
鳥インフルエンザに最大限の警戒をお願いします！	2
豚熱の発生に備えた防疫演習の開催	3
和牛講習会を開催しました	3
祝 団体賞・資質賞受賞！ ～鹿児島全共結果報告～	4
子牛のマイコプラズマ感染症について	5
全国及び県内の監視伝染病発生状況	6
動物薬事等に関する各種手続きのオンライン申請が可能になりました	7
コラム 去年の今日は何してた	7

そこにある危機を管理しましょう

副所長兼衛生課長 松田 晋介

新型コロナウイルス感染症は相変わらず流行・収束の波を繰り返していますが、ここにきてヒトのインフルエンザ流行も報道を賑わせています。

また、新型コロナの流行で外出の機会が減少し、家にいることが普通となったためか、体調不良でも医療機関での受診機会を逃し、気が付いた時には腫瘍が手遅れになっていたという大変不幸な事例も数多く発生しているようです。

このように目新しい脅威にばかり気を取られ、従来からある脅威に対する備えが少しおろそかになってきている気がします。

我々畜産関係者においては、今シーズン、過去最大の発生件数となっている高病原性鳥インフルエンザや、一向に収まる気配のない豚熱などの悪性伝染病ばかりに気を取られることなく、従前から問題となっている大腸菌症やコクシジウム症、その他下痢、肺炎などへの対策がおろそかにならないよう十分に注意することがとても重要ではないでしょうか。

家畜保健衛生所は養鶏農家さんからの死亡鶏増加、いわゆる2倍ルールに基づく通報により土日祝日関係なく農場へ立ち入り、検査をしています。幸いなことに大腸菌症やコクシジウム症等のこれまでである疾病であることがほとんどです。

本来、農場において畜産農家の皆さんに守っていただくべき「飼養衛生管理基

準」が満たされていれば、これら新旧の脅威は防げるはずなのですが、残念ながらそういう状況にはありません。

敵が目に見えない細菌・ウイルスである以上、リスクをゼロにすることは不可能でしょうし、そもそも基準そのものが生産現場の実情にうまく適応されていない可能性も考えられます。

昨今、「危機管理」という言葉をよく耳にするようになりました。色々な考え方があるようですが大まかには、危機に対しては事前の対策である「リスクマネジメント」と、事後の対応である「クライシスマネジメント」で対処するというこのようです。

畜産の世界で考えてみると、農場への病原体侵入を防ぐための飼養衛生管理基準遵守はリスクマネジメントであり、万が一伝染病が発生した場合、いかに被害の拡大を抑え事態を迅速に収束できるかがクライシスマネジメントに求められていることです。

家畜保健衛生所では、各農場における患畜殺処分方法の検討や埋却地確保状況の調査を実施していますが、残念ながらまだまだ不完全な部分が多いです。

今後も危機管理の一環として、畜産農家の皆さんに様々なお願いや調査をおこないますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

鳥インフルエンザに最大限の警戒をお願いします！

防疫課 小浜 菜美子

鳥インフルエンザが猛威を振るっています。農場における、今シーズン1例目の鳥インフルエンザの確認は令和4年10月28日で、過去最も早い発生となりました。以降も発生が続き、令和5年3月15日時点で26道県80例の発生が報告されています(図)。これによる殺処分数は約1,612万羽となり、過去最大の発生件数及び処分羽数です。

野鳥の感染は、農場初発生の約1か月前となる9月25日にハヤブサで確認されており、これも過去最も早い感染確認です。加えて、例年以上の頻度で感染が確認されていることから、専門家は全国的に環境中のウイルス濃度が高まっている可能性を指摘しています。

「ウイルス濃度が高まっている」というと少し分かりづらいかもしれませんが、鳥インフルエンザウイルスは感染した鳥の体内だけでなく、糞便や唾液、羽毛上皮細胞にも存在し、落下した糞便や唾液、羽毛・フケ中でも生存しています。このような何処にでも落ちているものにウイルスが含まれている可能性が高まっていると解釈すると、怖ろしさもひとしおでしょう。

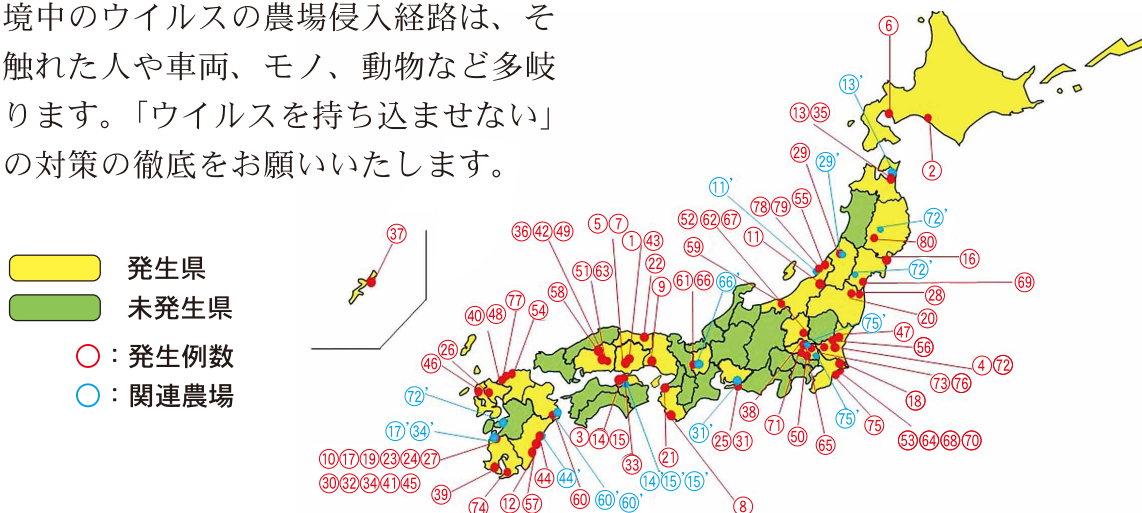
環境中のウイルスの農場侵入経路は、それに触れた人や車両、モノ、動物など多岐に渡ります。「ウイルスを持ち込ませない」ための対策の徹底をお願いいたします。

具体的には、①衛生管理区域及び鶏舎への出入時の消毒の徹底 ②消毒薬の適切な交換 ③鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の使用 ④防鳥ネットや金網(マス目2cm以内が望ましい)の設置及び修繕 ⑤野生動物侵入経路の封鎖及び隙間の修繕です。

また、農場近くにため池や川がある場合、水鳥の飛来機会が増え、それに伴って感染リスクも高まります。ため池の管理者の同意が得られるのであれば、冬期の水抜き、または忌避テープやテグスの設置といった水鳥の飛来防止対策をお勧めします。

兵庫県では高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、令和4年12月23日から県内全域の家きん飼養施設に対し、消毒実施の知事命令を発出しています。飼養者における自衛対策なども相まって、幸い11月13日の県内発生以降、続発は報告されていません(令和5年3月15日現在)。

しかしながら、発生農場の調査報告を見ると、何故発生したのか疑問に思うような管理のしっかりした農場もあります。本病の発生を疑うような症状を目にした場合は、ためらうことなく当所へご連絡ください。



国内における高病原性鳥インフルエンザの農場発生状況(家きん)